



佐賀県公報

平成19年
4月23日
(月曜日)
号 外

目次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則 (四六・障害福祉課) 二
- ◎佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則 (四七・農林水産商工本部) 二
- ◎佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則 (四八・経営支援本部) 三
- ◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (四九・職員課) 三
- ◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (五〇・会計課) 四

告 示

- ◎佐賀県同和对策推進協議会設置規程の一部改正 (二二四・人権・同和对策課) 五
- ◎佐賀県大阪事務所展示即売規程の一部改正 (二二五・農林水産商工本部) 五
- ◎佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報情報の一部改正 (二二六・総務法制課) 五
- ◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正 (二二七・会計課) 五
- ◎佐賀県財務規則に基づくかいかいの指定の一部改正 (二二八・) 六
- ◎佐賀県財務規則に基づくかいかいの出納員となる者の指定の一部改正 (二二九・) 六

訓 令 甲

- ◎佐賀県企業誘致推進本部規程の一部改正 (二四・職員課) 六
- ◎佐賀県公印規程の一部改正 (二五・) 六
- ◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正 (二六・) 六
- ◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正 (二七・) 一〇

人事委員会事項

- ◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一〇) 一〇

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 () 一

公布された規則のあらまし

○佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則 (規則第四六号)

1 職制を見直し、希望の家に副所長を置くことができることとした。(第五
条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則 (規則第四七号)

1 佐賀県大阪事務所の名称を佐賀県関西・中京営業本部(以下「本部」とい
う。)に改めることとした。(題名及び第一条関係)

2 本部の職制を改めることとした。(第二条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則 (規則第四八号)

1 佐賀県東京事務所の名称を佐賀県首都圏営業本部(以下「本部」という。
に改めることとした。(題名及び第一条関係)

2 本部の職制を改めることとした。(第三条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第四九号)

1 農林水産商工本部に新エネルギー産業振興課及び企業立地課を置くことも
に、同本部の雇用対策課及び労働課を統合し、雇用労働課を置くこととした。
(第二条関係)

(第二条関係)

2 ぐらし環境本部こども課、健康福祉本部障害福祉課並びに農林水産商工本
部新産業課、流通課及び商工課の分掌事務の一部を改めるとともに、農林水
産商工本部新エネルギー産業振興課、企業立地課及び雇用労働課の分掌事務

を定めることとした。(第五条く第七条関係)

3 ぐらし環境本部こども課に次世代育成支援室を、健康福祉本部障害福祉課に就労支援室を置くこととした。(第一四条関係)

4 ぐらし環境本部の二ト自立支援推進監を廃止することとした。(第一八条関係)

5 関西・中京営業本部は農林水産商工本部の所管に、首都圏営業本部は経営支援本部の所管に属することとした。(別表関係)

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、公布の日から施行することとした。

8 佐賀県中小企業労働相談所規則について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (規則第五〇号)

1 本庁等の各課の副課長に次世代育成支援室長及び就労支援室長を加えることとした。(第二条関係)

2 工事又は製造の請負に関する一般競争入札又は指名競争入札を行う場合における低入札価格及び最低制限価格の算出方法を改めることとした。(第一〇六条及び第一〇七条関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成一九年五月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十六号

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十二号)の一部を

次のように改正する。

第五条第一項中「及び副所長」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 希望の家に副所長を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十七号

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県大阪事務所管理規則(昭和五十七年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県関西・中京営業本部管理規則

第一条中「佐賀県大阪事務所」を「佐賀県関西・中京営業本部」に、「事務所」を「本部」に改める。

第二条中「事務所」を「本部」に改める。

第三条中「事務所に所長、副所長」を「本部に本部長、副本部長」に改める。

第四条第一項中「所長」を「本部長」に、「事務所」を「本部」に改め、同条第二項中「副所長」を「副本部長」に、「所長を」を「本部長を」に、「事務所」を「本部」に改め、同条に次の一項を加える。

3 課長は、上司の命を受けて本部の事務の一部を掌理する。

第五条第一項中「所長不在」を「本部長不在」に、「副所長」を「副本部長」に、「所長が」を「本部長が」に改め、同条第二項中「所長」を「本部長」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「所長」を「本部長」に改める。

第七条中「事務所」を「本部」に、「所長」を「本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十八号

佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県東京事務所管理規則（昭和五十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県首都圏営業本部管理規則

第一条中「佐賀県東京事務所」を「佐賀県首都圏営業本部」に、「事務所」を「本部」に改める。

第二条中「事務所」を「本部」に改める。

第三条中「事務所に所長、副所長」を「本部に本部長、副本部長」に改める。

第四条第一項中「所長」を「本部長」に、「事務所」を「本部」に改め、同

条第二項中「副所長」を「副本部長」に、「所長を」を「本部長を」に、「事務所」を「本部」に改め、同条第三項中「事務所」を「本部」に改め、同条第四

項中「所長」を「本部長」に、「事務所」を「本部」に改める。

第五条第一項中「所長不在」を「本部長不在」に、「副所長」を「副本部長」に、「所長が」を「本部長が」に改め、同条第二項中「所長」を「本部長」に改める。

改める。

第六条（見出しを含む。）中「所長」を「本部長」に改める。

第七条中「事務所」を「本部」に、「所長」を「本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十九号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の農林水産商工本部の課中「雇用対策課」を

「新エネルギー産業振興課

企業立地課

雇用労働課

に、「観光課」を「観光課」に改める。

第五条のこども課の分掌事務中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ニート対策の総合調整及び推進に関すること。

第六条の障害福祉課の分掌事務に次の一号を加える。

三 障害者の就労支援に関すること。

第七条の新産業課の分掌事務中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同条の新産業課の分掌事務の次に次のように加える。

新エネルギー産業振興課

新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。

企業立地課

一 企業誘致に関すること。

二 工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関すること。

雇用労働課

- 一 雇用労働施策の企画及び調整に関すること。
- 二 県内労働力確保対策に関すること。
- 三 地域雇用開発の促進に関すること。
- 四 若年者、高齢者及び女性の就業対策の推進に関すること。
- 五 労働相談に関すること。
- 六 労働組合に関すること。
- 七 労働者福祉の向上に関すること。
- 八 職業能力開発の推進に関すること。
- 九 労働委員会に関すること。

第七条の雇用対策課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の流通課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、同条の商工課の分掌事務中第十号を第十二号とし、第二号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 地場産業の振興に関すること。
- 三 伝統工芸品の産業の振興に関すること。

第七条の商工課の分掌事務に次の一号を加える。

- 十三 佐賀県産業振興センターに関すること。

第七条の労働課の分掌事務及び同課の課名を削る。

第十四条中「総務事務効率化センターを」の下に「こども課に次世代育成支援室を」を、「菖蒲処分場整備推進室を」の下に「障害福祉課に就労支援室を」を加える。

第十八条第二項中「、くらし環境本部に二ト自立支援推進監を」を削り、同条第三項中「新産業課」を「企業立地課」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

別表の農林水産商工本部の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に改め、同表の経営支援本部の項中「東京事務所」を「首都圏営業本部」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (佐賀県中小企業労働相談所規則の一部改正)
(佐賀県中小企業労働相談所規則(昭和三十一年佐賀県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「労働課」を「雇用労働課」に改める。
 第五条第二項中「労働課長」を「雇用労働課長」に改め、同条第三項中「労働課」を「雇用労働課」に改める。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「原子力安全対策室長」を「次世代育成支援室長、原子力安全対策室長、就労支援室長」に改める。

第一百六条第二項第一号中「及び現場管理費相当額に五分の一を乗じて得た額」を「、現場管理費相当額に五分の二を乗じて得た額及び一般管理費相当額に十分の一を乗じて得た額」に改める。

第一百七条第二項中「及び共通仮設費」を「、共通仮設費の額、現場管理費相当額に五分の二を乗じて得た額及び一般管理費相当額に十分の一を乗じて得た額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二項第一号及び第七百七条第二項の改正規定は、平成十九年五月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の佐賀県財務規則第六条第二項第一号及び第七百七条第二項の規定は、平成十九年五月一日以後に公告又は指名の通知を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百二十四号

佐賀県同和対策推進協議会設置規程（昭和四十八年佐賀県告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第六条第二項中「雇用対策課長」を「雇用労働課長」に改め、「労働課長」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百二十五号

佐賀県大阪事務所展示即売規程（昭和五十九年佐賀県告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

題名を次のように改める。

佐賀県関西・中京営業本部展示即売規程

第一条中「佐賀県大阪事務所」を「佐賀県関西・中京営業本部」に、「事務所」を「本部」に改める。

第二条中「事務所」を「本部」に改める。

第三条第四号及び第四条中「所長」を「本部長」に改める。

第五条第一項中「所長」を「本部長」に改め、同条第二項中「所長」を「本部長」に、「事務所」を「本部」に改める。

第六条、第七条及び第九条中「所長」を「本部長」に改める。

様式第一号中「佐賀県大阪事務所（名古屋支所）」を「佐賀県関西・中京営業本部」に改め、「昭和」を削り、「佐賀県大阪事務所長 殿」を「佐賀県関西・中京営業本部 様」に改める。
様式第二号中「佐賀県大阪事務所 様」を「佐賀県関西・中京営業本部 様」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百二十六号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

表の技能検定試験の項中「労働課」を「雇用労働課」に改める。

●佐賀県告示第二百二十七号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

二の表の株式会社佐賀銀行県庁支店の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に改め、同表の株式会社佐賀銀行東京支店の項中「東京事務所」を「首都圏営業本部」に改める。

●佐賀県告示第二百二十八号

佐賀県財務規則に基づく、かの指定（平成十六年佐賀県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

表の農林水産商工本部の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に改め、同表の経営支援本部の項中「東京事務所」を「首都圏営業本部」に改める。

●佐賀県告示第二百二十九号

佐賀県財務規則に基づく、かの出納員となる者の指定（平成十六年佐賀県告示第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

表の農林水産商工本部の項中「大阪事務所」を「関西・中京営業本部」に、「副所長」を「副本部長」に改め、同表の経営支援本部の項中「東京事務所」を「首都圏営業本部」に、「所長」を「専任」に改める。

○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第十四号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県企業誘致推進本部規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第五条中「新産業課」を「企業立地課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十五号

佐賀県公印規程（昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

別表の公印管守者の欄中「東京事務所長」を「首都圏営業本部長」に、「専任課長」を「企業立地課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十六号

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

本 庁
現 地 機 関

第四条第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第十条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第十二条第五項中「新産業課長が新産業課」を「企業立地課長が企業立地課」に改める。

別表第一の事務委任先の欄中、「一 一 一 自立支援推進監」を削る。

別表第三のことも課の私立幼稚園に関する事務の項の次に次のように加える。

ことも課	一 一 一 対策にすること	一 一 一 対策の総合的推進にすること	一 一 一 自立支援に関すること
------	---------------	---------------------	------------------

別表第三の障害福祉課の心身障害者扶養共済の加入、承認の通知及び掛金徴収並びに保険金の交付に関する事務の項の次に次のように加える。

障害福祉課	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務		1 障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること 2 障害者就業・生活支援センターの指導等に関すること
障害福祉課	障害者の就労支援に関する事務		障害者の就労支援に関する事務を処理すること

別表第三の新産業課の企業誘致に関する事務の項及び新産業課の工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務の項を削り、同表の新産業課の佐賀県地域産業支援センターに関する事務の項の次に次のように加える。

新エネルギー産業振興課	新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務	新エネルギー関連産業に係る振興計画の基本方針に関すること	新エネルギー関連産業に係る振興計画の作成及び変更に関すること	新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に係る事務に関すること
-------------	-----------------------------	------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

企業立地課	企業誘致に関する事務	工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務	1 工業団地に係る土地造成事業の計画の決定に関すること 2 農村地域工業等導入基本計画の決定に関すること	農村地域工業等導入実施計画の決定に関すること	1 企業誘致の決定に関すること 2 企業誘致の広報等に関すること
企業立地課					1 工業団地に係る土地造成事業の計画の調整に関すること 2 工業団地造成に係る土地造成事業の事務処理に関すること 3 農村地域工業等導入に関する計画の作成その他の事務に関すること 4 農村地域工業等導入に関する事務の調整に関すること 5 工業用水需給計画等の事務処理に関すること 6 工業用水需給計画の調整に関すること 7 工場の立地動向の調査に

<p>関すること 8 工業適地調査に関すること</p>						<p>整法施行令第10条の4の規定による公益事業に関する争議行為通知書の受理及び進達並びにその内容を公表すること</p>
<p>別表第三の雇用対策課の雇用施策に関する事務の項から雇用対策課の地域雇用開発促進法に関する事務の項までの規定中「雇用対策課」を「雇用労働課」に改め、同表の雇用対策課の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務の項を削り、同表の雇用対策課の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合に関する事務の項から雇用対策課の県内労働力確保対策の推進に関する事務の項までの規定中「雇用対策課」を「雇用労働課」に改め、同表の雇用対策課の障害者及び高年齢者の雇用の推進に関する事務の項中「雇用対策課」を「雇用労働課」に改め、「障害者及び」を削り、同表の雇用対策課の職場適応訓練に関する事務の項中「雇用対策課」を「雇用労働課」に改め、同項の次に次のように加える。</p>						
<p>雇用労働課 労働施策に関する事務</p>	<p>労働施策に係る実施方針及び実施計画に関すること</p>	<p>労働委員会の推薦を 使委員の推薦を 請求すること</p>	<p>労働委員会の推薦を 出を受理すること</p>			<p>労働相談員の任免に関すること</p>
<p>雇用労働課 労働委員会に関する事務</p>	<p>1 労働委員会の委員の任免に関すること 2 労働委員会に対する労働争議の調停の請求に関すること</p>					<p>1 勤労婦人及び青少年福祉施設整備事業の副申に関すること 2 勤労婦人及び青少年福祉施設の運営指導事務に関すること</p>
<p>雇用労働課 労働組合に関する事務</p>						<p>労働相談員の任免に関すること</p>
<p>雇用労働課 労働相談員に関する事務</p>	<p>1 労働委員会の委員の任免に関すること 2 労働委員会に対する労働争議の調停の請求に関すること</p>	<p>労働相談員に関すること</p>	<p>1 労働情勢の報告に関すること 2 労働争議月報を提出すること 3 労働情報資料を発行すること 4 労使関係総合調査及び中小企業労使関係の実情調査に関すること</p>	<p>1 労働情勢の報告に関すること 2 労働争議月報を提出すること 3 労働情報資料を発行すること 4 労使関係総合調査及び中小企業労使関係の実情調査に関すること</p>	<p>1 労働情勢の報告に関すること 2 労働争議月報を提出すること 3 労働情報資料を発行すること 4 労使関係総合調査及び中小企業労使関係の実情調査に関すること</p>	<p>1 労働情勢の報告に関すること 2 労働争議月報を提出すること 3 労働情報資料を発行すること 4 労使関係総合調査及び中小企業労使関係の実情調査に関すること</p>

別表第三の流通課の伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務の項から流通課の伝統的工芸品産業の振興に関する事務の項までを削り、同表の商工課の商工施策に関する事務の項の次に次のように加える。

商工課	地場産業の振興に関する事務			地場産業に関する調査、研究及び指導に関すること
商工課	伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務			伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務を処理すること
商工課	産業振興センターに関する事務			産業振興センターの管理運営に関すること
商工課	伝統的工芸品産業の振興に関する事務	1 伝統的工芸品の指定に関すること 2 伝統的工芸品の振興計画の策定に関すること		伝統的工芸品産地の指導育成に関すること

別表第三の労働課の労働施策に関する事務の項から労働課の職業能力開発協会に関する事務の項までを削り、同表のまちづくり推進課の都市計画に関する事務の項の知事の決裁を受けるべき事務の欄中「都市計画区域」の次に「及び隣接計画区域」を加え、同項の本部長専決事務の欄の第二号を削り、同項の同欄の第一号の号番号を削る。

附 則
(施行期日)

- この訓令は、公布の日から施行する。
(佐賀県文書規程の一部改正)
- 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように

改正する。

第二十二条中、「二トト自立支援推進監専決事項」を削る。

●佐賀県訓令甲第十七号

本 庁
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の新産業課の項中「新産業課」を「企業立地課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の項中

国民保護・防災監	国民保護・防災監
二ト自立支援推進監	二ト自立支援推進監
四種	四種
三種	三種

国民保護・防災監
に改め、

同表の知事の現地機関の農林水産商工本部の項中

大阪事務所長
三種
を

関西・中京営業本部長
三種
に改め、

同表の知事の現地機関の経営支援本部の項中

東京事務所長
東京事務所副所長
二種
四種
を

首都圏営業本部長
首都圏営業本部副本部長
一種
四種
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第

十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「及び危機管理・報道監」を「危機管理・報道監及び企業立地統括理事」に、「企業立地統括理事」を「首都圏営業本部長」に改め、

「東京事務所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年四月二十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株式会社 古川総合印刷